○公正取引委員会・消費者庁告示第三号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第三十一条第一項の規定に基づき、旅行業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約（昭和五十九年公正取引委員会告示第三十一号）の一部変更を認定したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年一月三十一日

公正取引委員会委員長　杉本　和行
消費者庁長官　岡村　和美

一　旅行業公正取引協議会（会長　菊間　潤吾）の申請に係る旅行業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約の一部変更を平成二十九年一月十日付けで認定した。

二　規約に係る事業の種類
旅行業及び旅行業者代理業

三　規約の内容
別記のとおり変更する。

四　認定の理由
規約の一部変更の内容を検討した結果、当該規約の一部変更は、不当景品類及び不当表示防止法第三十一条第二項各号の認定要件に適合すると認められる。

別記

旅行業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約の一部を次のとおり変更する。

次の表中下線の表示部分（以下、変更前の欄にあっては「変更部分」と、変更後の欄にあっては「変更後部分」という。）については、次のとおりとする。

(一)　変更部分及びそれに対応する変更後部分が存在するときは、当該変更部分を変更後部分に変更する。

(二)　変更部分のみ存在するときは、当該変更部分を削る。

(三)　変更後部分のみ存在するときは、当該変更後部分を加える。

変　更　後	変　更　前
（目的）	（目的）
第１条　この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第31条第１項の規定に基づき、旅行業等における不当な景品類の提供の制限を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。	**第１条**　この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第11条第１項の規定に基づき、旅行業等における不当な景品類の提供の制限を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。
（用語の定義）	（定義）
第２条　この規約において使用する用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。	**第２条**　この規約において「旅行業等」とは、旅行業法（昭和27年法律第239号）第２条第１項に規定する旅行業及び同法第２条第２項に規定する旅行業者代理業をいう。
(1)　「旅行業等」とは、旅行業法（昭和27年法律第239号）第２条第１項に規定する旅行業及び同法第２条第２項に規定する旅行業者代理業をいう。	
(2)　「事業者」とは、旅行業法第３条に規定する登録を受けて旅行業等を営む者をいう。	２　この規約において「事業者」とは、旅行業法第３条の登録を受けて旅行業等を営む者をいう。
(3)　「景品類」とは、顧客を誘引するための手段として、方法のいかんを問わず、事業者が、自己の供給する旅行業務に関する取引（以下「旅行の取引」という。）に附随して相手方に提供する物品、金銭その他の経済上の利益であつて、次に掲げるものをいう。ただし、正常な商慣習に照らして値引き又はアフターサービスと認められる経済上の利益及び正常な商慣習に照らして当該旅行の取引に附属すると認められる経済上の利益は、含まない。	３　この規約において「景品類」とは、顧客を誘引するための手段として、方法のいかんを問わず、事業者が、自己の供給する旅行業務に関する取引（以下「旅行の取引」という。）に付随して相手方に提供する物品、金銭その他の経済上の利益であつて、次に掲げるものをいう。ただし、正常な商慣習に照らして値引き又はアフターサービスと認められる経済上の利益及び正常な商慣習に照らして当該旅行の取引に附属すると認められる経済上の利益は、含まない。
ア　物品及び土地、建物その他の工作物	(1)　物品及び土地、建物その他の工作物
イ　金銭、金券、預金証書、当せん金附証票及び公社債、株券、商品券その他の有価証券	(2)　金銭、金券、預金証書、当せん金付証票及び公社債、株券、商品券その他の有価証券
ウ　きよう応（映画、演劇、スポーツ、旅行その他催物への招待又は優待を含む。）	(3)　きよう応（映画、演劇、スポーツ、旅行その他催物への招待又は優待を含む。）
エ　便益、労務その他の役務	(4)　便益、労務その他の役務
（違反に対する措置）	（違反に対する措置）
第７条　協議会は、第３条又は第４条の規定に違反する行為があると認められるときは、当該違反行為を行つた事業者に対し、当該行為を直ちに停止すべき旨、当該行為と同種又は類似の行為を再び行つてはならない旨、その他必要な措置を文書をもつて警告することができる。	**第７条**　協議会は、第３条又は第４条の規定に違反する行為があると認められるときは、当該違反行為を行つた事業者に対し、当該行為を直ちに停止すべき旨、当該行為と同種又は類似の行為を再び行つてはならない旨その他必要な措置を文書をもつて警告することができる。
２・３　（略）	２・３　（略）
（規則の制定）	（規則の制定）
第９条　（略）	**第９条**　（略）
２　前項の規則を定め又は変更しようとするときは、事前に公正取引委員会及び消費者庁長官の承認を受けるものとする。	２　前項の規則を定め又は変更しようとするときは、事前に消費者庁長官及び公正取引委員会の承認を受けるものとする。

附　則

この規約の変更は、規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があつた日から施行する。